

業務方法書の一部変更（附則の制定）の件

このことについて、次の通り変更する。

1. 制定する附則(案)

- (1) 第10条の2の第2項の規定にかかわらず、基金は、令和2年2月から3月に発生した豚熱（CSF）及び、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、第7条第1項の規定により締結された数量契約による数量に変更があった場合は、令和2年6月30日までに公益社団法人配合飼料供給安定機構と締結した令和2年度配合飼料異常補てん交付金交付契約の数量を変更することができるものとする。
- (2) 変更後の業務方法書は、令和2年2月25日に遡及して適用する。

2. 変更の理由

豚熱の発生及び、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、加入生産者との数量契約の締結を、定められた期限内に実施できない可能性があるため。

3. その他

今後関係先との協議の結果、変更趣旨の範囲内で字句等一部修正を要する時は、その修正について理事長に一任するものとする。

—関係条文—

(1) 業務方法書第7条

基金は、基本契約に基づき、基金の事業年度ごとに基金と基本契約を締結している1号会員（以下「契約会員」という。）との間に別紙様式第2号による数量契約を締結するものとする。

2 [略]

(2) 業務方法書第10条の2

基金は、毎事業年度開始前に、公益社団法人配合飼料供給安定機構（以下「機構」という。）と配合飼料異常補てん交付金交付契約（以下「交付契約」という。）を締結するものとする。

- 2 前項の交付契約において定める数量は、第7条第1項の規定により締結された数量契約による数量とする。〔以下省略〕